

## 新型コロナウイルス感染症対策緊急応援優遇(利子補給事業) に係る特定目的基金の設置について

新型コロナウイルス感染症対策緊急応援優遇(利子補給事業)に係る特定目的基金を以下のとおり設置する。

### 1 基金の設置目的

国が交付する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「臨時交付金」という。)は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化している者が金融機関から受けた融資に係る利子補給について、令和2年度中に特定目的基金へ積み立てる場合に限り、令和3年度以降の利子補給金についても交付対象となる。

については、(仮称)中野区新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金(以下「基金」という。)を設置し、利子補給金に要する財源を確保する。

### 2 基金の積立の対象とする利子補給金

令和2年度に事業資金(区利子補給率1.9%)又は小規模企業特例資金(区利子補給率1.9%)の融資決定を受けた新型コロナウイルス感染症対策緊急応援優遇(利子補給事業)に係る利子補給金を対象とする。

### 3 基金への積立

令和2年度内に基金を設置し、臨時交付金の対象となる令和3年度分から令和7年度分までの利子補給金相当額を積み立てるものとする。

利子補給金見込額 472,307千円(830件)  
(令和2年12月末現在融資実行分)

### 4 今後の予定

令和3年第1回定例会	補正予算案の提案 基金条例案の提案
令和3年3月	基金条例施行 基金設置
令和7年度末	基金条例廃止